



茨城県報

第 2 1 5 4 号

平成22年 2 月12日

金 曜 日

目 次

告 示

ページ

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の取消し (長寿福祉課)	2
身体障害者福祉法に規定する医師の指定 (障害福祉課)	2
障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業の変更 (2 件) (障害福祉課)	4
障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関 (更生医療及び育成医療) の指定 (障害福祉課)	5
障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の指定 (障害福祉課)	5
大規模小売店舗の新設の届出 (3 件) (中小企業課)	5
大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (2 件) (中小企業課)	9
松くい虫が付着している伐採木等の移動制限命令の公表 (林業課)	16
保安林の指定 (3 件) (林業課)	16
漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生 (漁政課)	18
道路の区域の変更 (4 件) (道路維持課)	18
道路の供用の開始 (5 件) (道路維持課)	20
茨城県屋外広告物条例の規定により知事が指定する区域等の一部改正 (都市計画課)	21
土地改良事業に対する同意 (農林事務所)	21

(選挙管理委員会)

選挙管理委員会第 2 回定例会の招集.....	21
-------------------------	----

公 告

落札者等の公示 (情報政策課)	22
特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告 (生活文化課)	22
開発行為の工事完了 (2 件) (建築指導課)	23
入札公告 (広報広聴課)	23
入札公告 (管財課)	25
入札公告 (医療大学)	29

正 誤

平成22年 1 月14日付け茨城県報第2146号中.....	31
平成22年 2 月 1 日付け茨城県報第2151号中.....	32

告 示

茨城県告示第105号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第50条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者の指定は平成22年4月30日をもって取り消すこととしたので、同法第51条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成22年 2月12日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指 定 年月日	処 分 決定日	サービ スの 種 類
0810100578	児童デイサービス 創	水戸市見川町2563 - 475	特定非営利活動法 人創	平成18年 10月 1日	平成22年 2月 4日	児童デイサービ ス
0810100578	絵	水戸市見川町2563 - 475	特定非営利活動法 人創	平成21年 7月 1日	平成22年 2月 4日	短期入所

茨城県告示第106号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として、次のとおり指定した。

平成22年 2月12日

茨城県知事 橋 本 昌

番号	種目	診療科目	氏 名	医療機関名	所 在 地	指定年月日
1	視覚	眼科	小 倉 寛 嗣	医療法人小沢眼科内 科病院	水戸市吉沢町246 - 6	平成22年 1月21日
2	視覚	眼科	木 原 真 一	医療法人小沢眼科内 科病院	水戸市吉沢町246 - 6	平成22年 1月21日
3	肝臓	内科	仁 平 武	水戸済生会総合病院	水戸市双葉台 3 - 3 - 10	平成22年 1月21日
4	肝臓	内科, 消化 器内科	小 島 三 佳	三愛クリニック	水戸市小林町1186 - 60	平成22年 1月21日
5	肝臓	消化器内科	松 本 尚 志	松本クリニック	水戸市大塚町1879 - 6	平成22年 1月21日
6	肝臓	内科	石 川 晶 久	株式会社日立製作所 日立総合病院	日立市城南町 2 - 1 - 1	平成22年 1月21日
7	肝臓	内科	岡 裕 爾	株式会社日立製作所 日立総合病院	日立市城南町 2 - 1 - 1	平成22年 1月21日
8	肝臓	内科	鴨志田 敏 郎	株式会社日立製作所 日立総合病院	日立市城南町 2 - 1 - 1	平成22年 1月21日
9	肝臓	内科	新 島 光 起	株式会社日立製作所 日立総合病院	日立市城南町 2 - 1 - 1	平成22年 1月21日
10	肝臓	内科, 消化 器内科	大 林 隆 晴	医療法人愛正会田尻 ヶ丘病院	日立市田尻町 3 - 24 - 1	平成22年 1月21日
11	呼吸器	内科, 循環 器内科, 小 児科	大 塚 定 徳	大塚クリニック	土浦市神立中央 3 - 9 - 1	平成22年 1月21日
12	肝臓	内科, 小児 科	藤 岡 浩	医療法人社団浩栄会 荒川沖診療所	土浦市荒川沖南区101	平成22年 1月21日
13	肝臓	消化器内科	海老原 次 男	龍ヶ崎済生会病院	龍ヶ崎市巾着 1 - 1	平成22年 1月21日

番号	種目	診療科目	氏 名	医療機関名	所 在 地	指定年月日
14	肝臓	消化器内科	佐 藤 巳喜夫	龍ヶ崎済生会病院	龍ヶ崎市中里 1 - 1	平成22年 1月21日
15	呼吸器	内科, 小児科	宮 田 宏	医療法人同仁会宮田 医院	結城市結城30	平成22年 1月21日
16	肝臓	消化器内科, 内科	宮 田 知 彦	医療法人同仁会宮田 医院	結城市結城30	平成22年 1月21日
17	肢体不自由	外科	田 中 正 躬	医療法人寛正会水海 道さくら病院	常総市水海道森下町 4447	平成22年 1月21日
18	肝臓	消化器外科	大 山 修 身	医療法人大修会大山 胃腸科外科病院	常陸太田市塙町3521	平成22年 1月21日
19	肝臓	消化器外科	大 山 祥	医療法人大修会大山 胃腸科外科病院	常陸太田市塙町3521	平成22年 1月21日
20	肝臓	消化器外科	向 井 聖士郎	医療法人大修会大山 胃腸科外科病院	常陸太田市塙町3521	平成22年 1月21日
21	肝臓	消化器内科	荒 木 眞 裕	茨城県立中央病院 茨城県地域がんセン ター	笠間市鯉淵6528	平成22年 1月21日
22	肝臓	消化器内科, 外科	立 川 士 郎	立川記念病院	笠間市八雲 2 - 12 - 14	平成22年 1月21日
23	肝臓	消化器内科	千 葉 俊 也	医療法人社団常仁会 牛久愛和総合病院	牛久市猪子町896	平成22年 1月21日
24	肝臓	消化器内科	宮 原 直 樹	医療法人社団常仁会 牛久愛和総合病院	牛久市猪子町896	平成22年 1月21日
25	肝臓	外科, 内科, 皮膚科, 整 形外科	太 田 実	医療法人社団実正会 太田医院	牛久市さくら台 1 - 18 - 2	平成22年 1月21日
26	聴覚・平衡・音 声・言語・そしゃ く	耳鼻咽喉科	中 村 和 隆	筑波大学附属病院	つくば市天久保 2 - 1 - 1	平成22年 1月21日
27	肢体不自由	形成外科	富 樫 真 二	筑波大学附属病院	つくば市天久保 2 - 1 - 1	平成22年 1月21日
28	ぼうこう・直腸	消化器外科	村 田 聡一郎	筑波大学附属病院	つくば市天久保 2 - 1 - 1	平成22年 1月21日
29	肝臓	消化器外科, 移植外科	大河内 信 弘	筑波大学附属病院	つくば市天久保 2 - 1 - 1	平成22年 1月21日
30	肝臓	消化器外科	小 林 昭 彦	筑波大学附属病院	つくば市天久保 2 - 1 - 1	平成22年 1月21日
31	肝臓	消化器外科	福 永 潔	筑波大学附属病院	つくば市天久保 2 - 1 - 1	平成22年 1月21日
32	小腸	消化器外科	益 子 一 樹	筑波メディカルセン ター病院	つくば市天久保 1 - 3 - 1	平成22年 1月21日
33	肝臓	内科, 消化 器科, アレ ルギー科	新 澤 岳	医療法人社団新岳会 研究学園クリニック	つくば市研究学園D 6 - 3 研究学園駅前岡田 ビル5F	平成22年 1月21日
34	肝臓	内科, 消化 器科, 循環 器科	宮 本 正 俊	宮本内科クリニック	つくば市原 1 - 4	平成22年 1月21日
35	肢体不自由	整形外科	森 口 尚	医療法人篤会アイビー クリニック	ひたちなか市笹野町 1 - 3 - 1	平成22年 1月21日
36	心臓	循環器科	江 角 仁 志	医療法人社団善仁会 小山記念病院	鹿嶋市宮中4191	平成22年 1月21日
37	肝臓	内科, 小児科	大首根 卓	大首根内科小児科	常陸大宮市栄町1345	平成22年 1月21日

番号	種目	診療科目	氏 名	医療機関名	所 在 地	指定年月日
38	肢体不自由	整形外科	村 上 勝 雄	医療法人社団青燈会 小豆畑病院	那珂市菅谷605	平成22年 1月21日
39	ぼうこう・直腸	内科, 外科	小豆畑 丈 夫	医療法人社団青燈会 小豆畑病院	那珂市菅谷605	平成22年 1月21日
40	肝臓	内科, 小児 科, 消化器 科, 放射線 科	小 田 智 之	医療法人千樹会小田 医院	神栖市波崎8635	平成22年 1月21日
41	肝臓	胃腸内科, 外科, 内科	中 澤 哲	なかざわクリニック	つくばみらい市紫峰ヶ 丘 1 - 682 - 7	平成22年 1月21日

茨城県告示第107号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項に規定する変更の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

平成22年 2月12日

茨城県知事 橋 本 昌

1 主な届出の内容

事業所の名称	サービスの種類	事業所番号	変更の内容		
			変更事項	変更前	変更後
あおば指定訪問 介護事業所	居宅介護 重度訪問介護 行動援護	0811000033	事業所の所在地	下妻市下妻丁383 - 9	下妻市南原124 - 1

2 変更年月日

平成22年 1月 5日

茨城県告示第108号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項に規定する変更の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

平成22年 2月12日

茨城県知事 橋 本 昌

1 主な届出の内容

事業所の名称	サービスの種類	事業所番号	変更の内容		
			変更事項	変更前	変更後
訪問介護 いっしん	居宅介護 重度訪問介護 行動援護	0812800035	事業所の所在地	かすみがうら市稲吉 2丁目18 - 15	かすみがうら市下稲 吉2279 - 1

2 変更年月日

平成22年 1月 1日

茨城県告示第109号

次の医療機関等について、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（更生医療及び育成医療）の指定をしたので告示する。

平成22年 2月12日

茨城県知事 橋 本 昌

名称	所在地	担当する医療の種類	管理薬剤師の氏名	指定年月日
みすず薬局 田彦店	ひたちなか市東石川3444 - 4	薬局（調剤）	尾 上 清 美	平成22年 1月1日
つかもと調剤薬局 岩瀬店	桜川市岩瀬206 - 4	薬局（調剤）	清 水 浩 一	平成22年 1月1日
ライフ薬局	神栖市平泉字関下 1 - 169	薬局（調剤）	伊 東 正 広	平成22年 1月1日
ハックドラッグベルチ土浦薬局	土浦市有明町 1 - 30ベルチ土浦 3 F - 32000	薬局（調剤）	中 島 健 介	平成22年 1月1日

茨城県告示第110号

次の医療機関等について、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定をしたので告示する。

平成22年 2月12日

茨城県知事 橋 本 昌

名称	所在地	種別	主として担当する薬剤師の氏名	指定年月日
利根町薬局	北相馬郡利根町福木字北裏15	薬局（調剤）	岡 山 由 紀 子	平成21年 11月1日
寺島薬局高萩店	高萩市安良川214 - 1	薬局（調剤）	丸 山 綾 子	平成22年 1月1日
ライフ薬局	神栖市平泉字関下 1 - 169	薬局（調剤）	伊 東 正 広	平成22年 1月1日
ハラダタロウ薬局	神栖市大野原 4 - 7 - 11 セントラルビル新館 1 F	薬局（調剤）	原 田 太 郎	平成22年 1月1日
寺島薬局牛久猪子店	牛久市猪子町995 - 18	薬局（調剤）	早 川 直 樹	平成22年 1月1日

茨城県告示第111号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成22年 2月12日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社サンユーストアー

代表取締役 伊藤 尚武

(2) 住所

北茨城市磯原町磯原一丁目127番地

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンユーストアー渡里店

水戸市渡里町字前原2873 - 2 外

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社サンユーストアー	北茨城市磯原町磯原一丁目127番地	伊 藤 尚 武

(3) 大規模小売店舗の新設をする日

平成22年 9 月30日

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,307㎡

(5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数 69台

イ 駐輪場の収容台数 26台

ウ 荷さばき施設の面積 62㎡

エ 廃棄物等の保管施設の容量 25㎡

(6) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前 9 時30分

(閉店時刻) 午後 8 時45分

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 8 時30分～午後 9 時

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

2 箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時～午後 9 時

3 届出年月日

平成22年 1 月29日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第112号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 5 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の新設の届出について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から 4 月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成22年 2 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社ベイシア

代表取締役 高 山 正 雄

(2) 住所

群馬県前橋市亀里町900番地

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ベイシア古河総和店

古河市大堤字本田前682番地 外

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社ベイシア	群馬県前橋市亀里町900番地	高 山 正 雄

(3) 大規模小売店舗の新設をする日

平成22年 9 月30日

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

7,220m²

(5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- ア 駐車場の収容台数 404台
- イ 駐輪場の収容台数 44台
- ウ 荷さばき施設の面積 160m²
- エ 廃棄物等の保管施設の容量 40m³

(6) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
- (開店時刻) 午前 9 時
- (閉店時刻) 午後 9 時
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- 午前 8 時30分 ~ 午後 9 時30分
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数
- 4 箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
- 午前 6 時 ~ 午後 9 時

3 届出年月日

平成22年 1 月29日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

~~~~~

## 茨城県告示第113号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 5 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の新設の届出について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から 4 月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から 4 月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成22年 2 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## (1) 名称及び代表者氏名

株式会社ベイシア

代表取締役 高 山 正 雄

## (2) 住所

群馬県前橋市亀里町900番地

## 2 届出事項の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ベイシア古河総和専門店

古河市大堤字船堀621番地 外

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 氏 名 又 は 名 称 | 住 所            | 代表者氏名   |
|-------------|----------------|---------|
| 株式会社ベイシア    | 群馬県前橋市亀里町900番地 | 高 山 正 雄 |

## (3) 大規模小売店舗の新設をする日

平成22年 9 月30日

## (4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,430㎡

## (5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数 54台

イ 駐輪場の収容台数 12台

ウ 荷さばき施設の面積 36㎡

エ 廃棄物等の保管施設の容量 12㎡

## (6) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前 9 時

(閉店時刻) 午後 9 時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 8 時30分～午後 9 時30分

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

2 箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時～午後 9 時



## 3 届出年月日

平成22年 1 月29日

## 4 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

## 茨城県告示第114号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から 1 月間縦覧に供する。

平成22年 2 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ゼビオつくば店

土浦市中村南 6 丁目番外26 - 18 外

## (2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出（第 5 条第 1 項）

平成21年 9 月10日

## イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 氏 名 又 は 名 称 | 住 所                    | 代表者氏名   |
|-------------|------------------------|---------|
| ゼビオ株式会社     | 福島県郡山市朝日三丁目 7 番35号     | 諸 橋 友 良 |
| 株式会社ヴィクトリア  | 東京都千代田区神田小川町 3 - 4 - 2 | 諸 橋 友 良 |
| 未定          | 未定                     | 未定      |

## ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成22年 5 月 1 日

## エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

5,703m<sup>2</sup>

## オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 280台  
(イ) 駐輪場の収容台数 98台  
(ウ) 荷さばき施設の面積 107m<sup>2</sup>  
(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 38m<sup>3</sup>

## カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(開店時刻) 午前 9 時  
(閉店時刻) 午後10時 (一部午後 9 時)  
(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前 8 時 ~ 午後10時30分  
(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

## 2 箇所

(ニ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 8 時～午後 9 時

キ 届出年月日

平成21年 8 月31日

## 2 市町村の意見

| 市 町 村 名 | 意 見 の 概 要                                                                                                                                                                                           | 理 由                                                                        |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 土浦市     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音規制法ほか、公害関係法令に規定する特定施設等を設置する場合には、事前に届出が必要です。</li> <li>・騒音特定施設を設置し、騒音規制法上の特定工場等となった場合には規制基準を遵守してください。</li> <li>・騒音苦情等が生じた場合には、信義に従って誠実に対処してください。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音規制法及び公害関係法令による。</li> </ul>       |
|         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗の事業活動に伴い発生するごみは、廃棄物処理法並びに容器包装リサイクル法などの資源循環に関わる法令に基づき適正に処理し、廃棄物の発生抑制に努めていただきたい。</li> </ul>                                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の減量化及びリサイクルの推進のため。</li> </ul>   |
|         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場の照明確保。</li> <li>・敷地内の防犯カメラ設置又は警備員の巡回等による犯罪防止対策。</li> <li>・学校、PTA、防犯ボランティアとの連携の確保。</li> </ul>                                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺地域での防犯や青少年の非行防止対策のため。</li> </ul> |
|         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該店舗の敷地が存する用途地域では、建築基準法の規定により、床面積が1万㎡を超える店舗等の立地が規制されています。</li> <li>・敷地内の緑地については、都市計画法の開発行為により設置が要求されているものですので、保存に努めてください。</li> </ul>                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法及び都市計画法の規定による。</li> </ul>     |
|         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外広告物について、屋外広告物を設置する際には、許可申請等が必要になりますので、その際は手続き願います。</li> <li>・茨城県景観形成条例に基づく届出については、高さ9m超かつ延面積2,000㎡超の規模に該当し、審査済通知書を交付しているところではありますが、施工の際</li> </ul>        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・茨城県景観形成条例による。</li> </ul>           |

|  |                                                                                                                                                                           |                                                                              |
|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
|  | はその内容に準拠していただきますようお願いいたします。                                                                                                                                               |                                                                              |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の設置者及びテナント事業者については、地元商工会議所への加入を検討願います。</li> <li>・従業員の採用に当っては、土浦ハローワーク・茨城就職支援センター等への求人登録により、地元から優先的雇用と安定雇用について配慮願います。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域と連携した取組みの推進及び地域雇用確保のため。</li> </ul> |

3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第115号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 4 項の規定に基づき県が述べた意見の概要について、同条第 6 項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から 1 月間縦覧に供する。

平成22年 2 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

第 1 (仮称) ケーズデンキ高萩店

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ケーズデンキ高萩店  
高萩市大字安良川字三反田246 - 1

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出（第 5 条第 1 項）  
平成21年 6 月18日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 氏 名 又 は 名 称     | 住 所            | 代表者氏名   |
|-----------------|----------------|---------|
| 株式会社ケーズホールディングス | 水戸市柳町一丁目13番20号 | 加 藤 修 一 |

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成22年 2 月10日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,452㎡

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

|                  |      |
|------------------|------|
| (ア) 駐車場の収容台数     | 120台 |
| (イ) 駐輪場の収容台数     | 20台  |
| (ウ) 荷さばき施設の面積    | 35㎡  |
| (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 | 24㎡  |

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前10時

(閉店時刻) 午後 9 時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 9 時30分～午後 9 時30分

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

3 箇所

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時～午後 9 時

キ 届出年月日

平成21年 6 月 9 日

2 意見の概要

意見なし

第2 ファッションセンターしまむら波崎店

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ファッションセンターしまむら波崎店

神栖市波崎7677番 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出 (第 5 条第 1 項)

平成21年 7 月21日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 氏 名 又 は 名 称 | 住 所                     | 代表者氏名   |
|-------------|-------------------------|---------|
| 株式会社しまむら    | 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番 4 号 | 野 中 正 人 |

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成22年 3 月11日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,111m<sup>2</sup>

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 62台

(イ) 駐輪場の収容台数 36台

(ウ) 荷さばき施設の面積 62m<sup>2</sup>

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 32 m<sup>3</sup>

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前10時

(閉店時刻) 午後 8 時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 9 時30分 ~ 午後 8 時30分

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

2 箇所

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

キ 届出年月日

平成21年 7 月10日

## 2 意見の概要

意見なし

## 第 3 (仮称)ニトリつくば店

### 1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ニトリつくば店

つくば市葛城一体型特定土地区画整理事業地内 E 110街区 1 画地

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出 (第 5 条第 1 項)

平成21年 8 月10日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 氏 名 又 は 名 称 | 住 所                      | 代表者氏名   |
|-------------|--------------------------|---------|
| 株式会社ニトリ     | 北海道札幌市手稲区新発寒六条一丁目 5 番80号 | 似 鳥 昭 雄 |

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成22年 3 月30日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

5,088m<sup>2</sup>

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 142台

(イ) 駐輪場の収容台数 15台

(ウ) 荷さばき施設の面積 90m<sup>2</sup>

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 30m<sup>3</sup>

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前10時

(閉店時刻) 午後 9 時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 9 時30分 ~ 午後 9 時30分

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

5 箇所

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時～午後 9 時

キ 届出年月日

平成21年 7 月29日

## 2 意見の概要

意見なし

## 第 4 カスミ瓜連店

### 1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ瓜連店

那珂市瓜連字西室家757 - 2 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出 (第 5 条第 1 項)

平成21年 8 月10日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 氏 名 又 は 名 称 | 住 所            | 代表者氏名   |
|-------------|----------------|---------|
| 株式会社カスミ     | つくば市西大橋599番地 1 | 小 濱 裕 正 |
| 未定          | 未定             | 未定      |

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成22年 3 月31日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,388m<sup>2</sup>

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 162台

(イ) 駐輪場の収容台数 117台

(ウ) 荷さばき施設の面積 276m<sup>2</sup>

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 30m<sup>3</sup>

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前 9 時

(閉店時刻) 翌午前 0 時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 8 時30分～翌午前 0 時30分

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

3 箇所

(ニ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 2 時～午後 9 時

キ 届出年月日

平成21年 7 月30日

2 意見の概要

意見なし

第 5 ジョイフル山新 下妻店

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョイフル山新 下妻店

下妻市古沢字屋敷東533番 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出 (第 5 条第 1 項)

平成21年 8 月10日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 氏 名 又 は 名 称 | 住 所          | 代表者氏名   |
|-------------|--------------|---------|
| 株式会社山新      | 水戸市千波町2292番地 | 山 口 一 郎 |

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成22年 3 月31日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

6,260m<sup>2</sup>

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 206台

(イ) 駐輪場の収容台数 40台

(ウ) 荷さばき施設の面積 244m<sup>2</sup>

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 29m<sup>3</sup>

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前 8 時

(閉店時刻) 午後 8 時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 7 時30分～午後 8 時30分

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

4 箇所

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時～午後 9 時

キ 届出年月日

平成21年 7 月30日

## 2 意見の概要

意見なし

### 茨城県告示第116号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第 5 条第 1 項の規定により同法第 3 条第 1 項第 5 号の命令をしようとするので、その内容となる事項を同法第 5 条第 4 項において準用する同法第 3 条第 5 項の規定により次のとおり公表する。

なお、次の 1 の(1)に掲げる区域内において森林又は伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）をいう。以下同じ。）を所有し、又は管理する者で、この公表した事項に関し不服がある者は、公表があった日から 2 週間以内に、その理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

平成22年 2 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 区域及び期間

- (1) 区 域 茨城県全域
- (2) 期 間 平成22年 4 月 1 日から平成23年 3 月31日まで

## 2 森林病虫害等の種類

松くい虫

## 3 行うべき措置の内容

1 の(1)に掲げる区域に存する松くい虫が付着している伐採木等は、松くい虫を駆除した後でなければ移動させることができないものとする。ただし、特別伐倒駆除（松くい虫が付着しているマツの樹木の伐倒及び破砕（破砕後の木片の厚さが六ミリメートル（木材チップパーにより破砕する場合には、十五ミリメートル）以下となるように破砕すること。）又は当該樹木の伐倒及び焼却（炭化を含む。）をいう。）を行う場合は、この限りではない。

## 4 命令をしようとする理由

1 の(1)の区域内の松林において松くい虫の被害が発生しており、3 の措置を行わなければ松くい虫の被害がまん延し、当該区域及びその周辺の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

### 茨城県告示第117号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定をするので、同法第33条第 6 項で準用する同条第 1 項の規定により告示する。

平成22年 2 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 指定する森林の所在場所

高萩市大字横川字牛沢1366番 1

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。



イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び高萩市役所に備え置いて縦覧に供する。)

茨城県告示第118号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をするので、同法第33条第6項で準用する同条第1項の規定により告示する。

平成22年 2 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

1 指定する森林の所在場所

高萩市大字中戸川字黒田塚318番（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を茨城県庁及び高萩市役所に備え置いて縦覧に供する。)

茨城県告示第119号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をするので、同法第33条第6項で準用する同条第1項の規定により告示する。

平成22年 2 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

1 指定する森林の所在場所

久慈郡太子町大字袋田字湯端754番，755番，753番1（次の図に示す部分に限る。），字峯ノ草556番，557番1

2 指定の目的

落石の危険の防止

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を茨城県庁及び大子町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 茨城県告示第120号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による次の加入区に関する届出を審査した結果、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成22年 2 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

## 届出事項

| 発起人の住所及び氏名                    | 加 入 区 | 漁船損害等補償法第113条第1項の<br>申し出を受ける漁業協同組合 |
|-------------------------------|-------|------------------------------------|
| 神栖市太田705 - 193<br>多田 悦章 外 2 名 | 神 栖   | 常陸川漁業協同組合                          |

## 茨城県告示第121号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成22年 2 月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成22年 2 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 大洗友部線
- 3 道路の区域

| 区 間                                       | 旧新の別    | 敷地の幅員           | 延 長         | 摘 要 |
|-------------------------------------------|---------|-----------------|-------------|-----|
| 笠間市仁古田字松葉345番1地先から<br>笠間市仁古田字松葉1368番1地先まで | 旧 (A)   | メートル<br>最大 12.0 | メートル<br>203 |     |
|                                           |         | 最小 5.5          |             |     |
|                                           | 旧 (B)   | 最大 34.0         | 220         |     |
|                                           |         | 最小 13.5         |             |     |
| 新 (B)                                     | 最大 34.0 | 220             | 旧道移管        |     |
| 最小 13.5                                   |         |                 |             |     |

## 茨城県告示第122号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成22年 2 月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成22年 2 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 土浦坂東線
- 3 道路の区域

| 区 間                                          | 旧新の別 | 敷地の幅員                    | 延 長        | 摘 要  |
|----------------------------------------------|------|--------------------------|------------|------|
| つくば市上ノ室字後原1125番地先から<br>つくば市吉瀬字西谷1149番 4 地先まで | 旧    | メートル<br>最大 8.5<br>最小 7.3 | メートル<br>25 |      |
|                                              | 新    | 最大 10.8<br>最小 8.5        | 25         | 現道拡幅 |

茨城県告示第123号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成22年 2 月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成22年 2 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 百里飛行場線
- 3 道路の区域

| 区 間                                                | 旧新の別 | 敷地の幅員                      | 延 長           | 摘 要           |
|----------------------------------------------------|------|----------------------------|---------------|---------------|
| 小美玉市大字与沢<br>字かじや久保1604番 4 から<br>小美玉市大字野田字インヤ 1 番まで | 旧    | メートル<br>最大 63.0<br>最小 25.0 | メートル<br>2,828 |               |
|                                                    | 新    | 最大 60.0<br>最小 25.0         | 2,839         | 区間の延伸<br>区域除外 |

茨城県告示第124号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成22年 2 月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成22年 2 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 大洗友部線
- 3 道路の区域

| 区 間                                               | 旧新の別 | 敷地の幅員                      | 延 長         | 摘 要             |
|---------------------------------------------------|------|----------------------------|-------------|-----------------|
| 東茨城郡茨城町<br>大字中央工業団地10番地先<br>笠間市大字仁古田字堰場1167番197地先 | 旧    | メートル<br>最大 52.0<br>最小 23.8 | メートル<br>594 |                 |
|                                                   | 新    | 最大 54.0<br>最小 27.0         | 594         | 現 道 区 域 拡 除 幅 外 |

## 茨城県告示第125号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成22年2月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成22年2月12日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 取手谷中線
- 2 供用開始の区間 取手市井野字前土井235番2地先から  
取手市井野字谷通90番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成22年2月12日

## 茨城県告示第126号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成22年2月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成22年2月12日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 紅葉石岡線
- 2 供用開始の区間 小美玉市大字川戸字往還付1338番8から  
小美玉市大字野田字インヤ9番2まで
- 3 供用開始の期日 平成22年2月16日

## 茨城県告示第127号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成22年2月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成22年2月12日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 百里飛行場線
- 2 供用開始の区間 小美玉市大字与沢字かじや久保1604番24から  
小美玉市大字野田字インヤ1番2まで
- 3 供用開始の期日 平成22年2月16日

## 茨城県告示第128号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成22年 2 月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成22年 2 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 大和田羽生線
- 2 供用開始の区間 小美玉市大字外の内字巾木免482番11から  
小美玉市大字外の内字巾木免482番49まで
- 3 供用開始の期日 平成22年 2 月16日

茨城県告示第129号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成22年 2 月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成22年 2 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 大洗友部線
- 2 供用開始の区間 東茨城郡茨城町大字中央工業団地10番地先から  
笠間市大字仁古田字堰場1167番216地先まで
- 3 供用開始の期日 平成22年 2 月15日

茨城県告示第130号

昭和58年 9 月30日茨城県告示第1348号で告示した茨城県屋外広告物条例（昭和49年茨城県条例第10号）第 4 条の規定により知事が指定する区域等の一部を次のように改正し、平成22年 2 月16日から施行する。

平成22年 2 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

別表第 1 県道高萩インター線の項の次に次のように加える。

|          |  |
|----------|--|
| 県道百里飛行場線 |  |
|----------|--|

茨城県告示第131号

稲敷市から平成21年11月11日付けで協議のあった、農業生産基盤整備事業（農道整備）上根本地区については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の 2 第 1 項の規定により平成22年 1 月27日同意した。

平成22年 2 月12日

茨城県県南農林事務所長 中 川 清 彦

(選挙管理委員会)

茨城県選挙管理委員会告示第11号

平成22年第 2 回定例会を次のとおり招集する。

平成22年 2 月12日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

- 1 日 時

平成22年 2 月15日 (月) 午後 1 時30分

## 2 場 所

水戸市笠原町978番 6

茨城県庁選挙管理委員室

## 3 議 題

- (1) 施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定について
- (2) 平成22年第 4 回定例会の日程等について
- (3) 市町村選挙の結果について
- (4) 政治団体の設立届出等の状況について
- (5) その他

---

## 公 告

---

## 落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成22年 2 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量  
行政情報ネットワーク共通基盤システムサーバ集約化機器等 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
企画部情報政策課 茨城県水戸市笠原町978番 6
- 3 落札者又は随意契約の相手方を決定した日  
平成22年 1 月12日
- 4 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所  
東京センチュリーリース株式会社 東京都港区浜松町二丁目 4 番 1 号
- 5 落札金額又は随意契約に係る契約金額  
37,288,800円 (消費税及び地方消費税相当額を除く)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日  
平成21年11月30日

## 特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第 7 号) 第10条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第 2 項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる書類は、平成22年 3 月29 日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室 (水戸市三の丸 1 丁目 5 番38号 茨城県三の丸庁舎) において公衆の縦覧に供する。

平成22年 2 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 申請のあった年月日

平成22年 1 月28日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 環境測定品質管理センター

## 3 代表者の氏名

森 田 昌 敏

## 4 主たる事務所の所在地

茨城県つくば市稲荷前24番10 トウインクル吉田 A 棟102号室

## 5 定款に記載された目的

この法人は、環境測定を行う国・地方自治体・国際機関や企業及び環境測定に関わる人に対して、環境調査計画、管理、環境測定の品質管理及び関連する研究開発に関する事業を行い、環境測定の信頼性向上及びその分野の技術の発展に寄与することを目的とする。

## 開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成22年 2 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

龍ヶ崎市佐貫町字大宿沼722番10, 722番19, 722番20, 722番21, 722番22, 722番23, 722番24, 小通幸谷町字幸谷後418番 2

## 2 事業主の住所及び氏名

千葉県袖ヶ浦市長浦580番地128

株式会社 新生企業

代表取締役 鈴 木 庸 夫

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

桜川市本木字西浦1474番 2

## 2 事業主の住所及び氏名

水戸市千波町494番地 シティハイムイチモト103号

深 谷 充

## 入札公告

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年 4 月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

平成22年 2 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 競争入札に付する事項

### (1) 調達に係る役務

県政情報紙「ひばり」の制作（編集，印刷，製本等）及び配送業務

1 回につき1,030,000部 12回発行

### (2) 調達に係る役務の仕様等

入札説明書による。

### (3) 履行期間

平成22年 4 月 1 日から平成23年 3 月31日まで

### (4) 納入場所

県の指定する場所

### (5) 入札方法

落札決定に当たっては，入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは，その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので，入札者は，消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず，見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

(2) 政令第167条の 4 第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成 8 年茨城県告示第254号）に基づく物品調達等競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。

なお，新規に入札参加資格を得ようとする者は，所定の資格審査申請書に必要事項を記入の上，次に示す場所に提出すること。

〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978番 6

茨城県会計事務局会計第二課 調度担当

電話 029 - 301 - 4875

## 3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所，入札説明書の交付場所，契約条項を示す場所及び問合せ先

〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978番 6

茨城県広報広聴課 広報編集担当

電話 029 - 301 - 2128

(2) 入札説明書の交付期間

平成22年 2 月12日から平成22年 3 月23日まで（土曜日，日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

(3) 入札書の受領期限

平成22年 3 月25日（木）午前10時

（郵送による入札の場合は，平成22年 3 月24日（水）午後 5 時）

(4) 開札の日時及び場所

平成22年 3 月25日（木）午前10時 茨城県庁入札室 1（茨城県庁舎行政棟 1 階）

## 4 その他



## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金及び契約保証金

免除

## (3) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札，入札に関する条件に違反した入札及び茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）第148条各号のいずれかに該当する場合の入札は，無効とする。

## (4) 契約書作成の要否

要

## (5) 落札者の決定の方法

茨城県財務規則第146条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお，最低の価格をもって入札を行った者の当該入札に係る価格によっては，その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると知事が認めるとき，又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると知事が認めるときは，その者を落札者とせず，予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち，最低の価格をもって入札した者を落札者とするがある。

## (6) 当該調達に係る平成22年度予算が否決された場合又は執行が停止された場合は，この公告によって生じた一切の権利及び義務は効力を失う。

## (7) 詳細は，入札説明書による。

## 5 Summary

## (1) Nature of the service to be required:

publishing and delivering of Ibaraki Prefecture's newsletter "Hibari" 1,030,000 × 12 copies

## (2) Delivery place:

Location specified by Ibaraki Prefecture

## (3) Contract period:

From 1 April, 2010 to 31 March, 2011

## (4) Time limit for tender:

5:00 PM, 24 March, 2010 in case of by mail: 10:00 AM, 25 March, 2010 in case of by hand

## (5) Contact point for the notice:

Public Relations Division, Ibaraki Prefectural Government,

978-6, Kasahara-cho, Mito-shi, Ibaraki-ken, Japan 310-8555

Phone: 029-301-2128

## 入札公告

県有財産（土地）の売払いに係る一般競争入札を次により行う。

平成22年 2月12日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 売払財産（土地）

| 物件番号 | 土地の所在及び地番                                                                  | 種別 | 公簿地目等                             | 実測面積 (㎡)  | 予定価格 (円)   |
|------|----------------------------------------------------------------------------|----|-----------------------------------|-----------|------------|
| 1    | 猿島郡境町陽光台 2 丁目14番15                                                         | 土地 | 宅地                                | 2,407.01  | 46,930,000 |
| 2    | 石岡市柿岡字鹿島下2314番13                                                           | 土地 | 宅地                                | 1,023.10  | 22,730,000 |
|      | 石岡市柿岡字中道2302番 4                                                            |    | 雑種地                               | 73.97     |            |
|      | 石岡市柿岡字鹿島下2314番14及び2314番 6                                                  |    | 宅地                                | 861.17    |            |
| 3    | 笠間市本戸字鳥井松4943番 9<br>笠間市本戸字鳥井松4943番10<br>石岡市太田字池ノ台1439番17, 1439番18及び1439番19 | 土地 | 雑種地                               | 3,489.17  | 16,740,000 |
|      |                                                                            |    | 山林                                | 43,389.55 |            |
|      |                                                                            | 建物 | 管理棟・分館・研修館 外<br>木造平家建・鉄筋コンクリート造 外 | 1,133.73  |            |
| 4    | 筑西市字東京田乙446番 2                                                             | 土地 | 宅地                                | 924.96    | 21,930,000 |
| 5    | 結城市結城字首我殿台984番 4                                                           | 土地 | 宅地                                | 1,092.21  | 19,660,000 |
| 6    | 常総市新石下字芝原1345番 3                                                           | 土地 | 宅地                                | 586.16    | 9,850,000  |
| 7    | 高萩市肥前町一丁目20番                                                               | 土地 | 宅地                                | 3,497.67  | 69,870,000 |
|      |                                                                            | 建物 | 事務所<br>鉄骨鉄筋コンクリート造<br>2階建         | 964.73    |            |
| 8    | 稲敷市江戸崎字法蓮坊甲426番 6 及び甲426番 7                                                | 土地 | 宅地                                | 856.11    | 4,400,000  |
| 9    | 稲敷市江戸崎字野々入甲1233番 3                                                         | 土地 | 雑種地                               | 10,954.84 | 24,100,000 |
|      |                                                                            | 建物 | 倉庫<br>鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき<br>平家建         | 198.74    |            |
| 10   | 稲敷郡阿見町青宿656番 1 及び656番 2                                                    | 土地 | 宅地                                | 620.63    | 12,660,000 |

(注) 1 物件番号 2 番は、県有地 (1 筆 : 1,023.10㎡) と石岡市有地 (3 筆 : 935.14㎡) を併せて入札を実施する。

2 物件番号 3 番の建物面積は、参考面積である。

3 物件番号 7 番の面積は、公簿面積である。

## 2 入札に参加することができない者

次の(1)から(2)までのいずれかに該当する者は、この入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の 4 第 1 項に規定する契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 茨城県職員のうち、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第238条の 3 第 1 項に規定する公有財産に関する事務に従事する職員

## 3 入札書の提出方法

入札書は、書留郵便による送付又は持参により提出すること。

## 4 入札条件及び契約条項を示す場所並びに入札書の提出場所及び開札の場所

- (1) 入札条件及び契約条項を示す場所

水戸市笠原町978番 6

茨城県総務部管財課

## (2) 入札書の提出場所

## ア 郵便により入札書を提出する場合

水戸市笠原町978番 6

茨城県総務部管財課

## イ 持参により入札書を提出する場合

| 物件番号 | 場 所                                     |
|------|-----------------------------------------|
| 1    | 猿島郡境町長井戸320<br>茨城県境合同庁舎 2階 中会議室         |
| 2    | 石岡市柿岡5680番地 1<br>石岡市役所 八郷総合支所 3階 301会議室 |
| 3    | 水戸市笠原町978番 6<br>茨城県庁 1階 入札室 1           |
| 4    | 筑西市二木成615<br>茨城県筑西合同庁舎 3階 第3会議室         |
| 5    |                                         |
| 6    |                                         |
| 7    | 水戸市笠原町978番 6<br>茨城県庁 1階 入札室 1           |
| 8    | 稲敷市江戸崎甲541<br>茨城県稲敷合同庁舎 2階 第1会議室        |
| 9    |                                         |
| 10   |                                         |

## (3) 開札の場所

| 物件番号 | 場 所                                     |
|------|-----------------------------------------|
| 1    | 猿島郡境町長井戸320<br>茨城県境合同庁舎 2階 中会議室         |
| 2    | 石岡市柿岡5680番地 1<br>石岡市役所 八郷総合支所 3階 301会議室 |
| 3    | 水戸市笠原町978番 6<br>茨城県庁 1階 入札室 1           |
| 4    | 筑西市二木成615<br>茨城県筑西合同庁舎 3階 第3会議室         |
| 5    |                                         |
| 6    |                                         |
| 7    | 水戸市笠原町978番 6<br>茨城県庁 1階 入札室 1           |
| 8    | 稲敷市江戸崎甲541<br>茨城県稲敷合同庁舎 2階 第1会議室        |
| 9    |                                         |
| 10   |                                         |

## 5 入札書の受領期限

## (1) 書留郵便により入札書を提出する場合

| 物件番号 | 日 時               |        |
|------|-------------------|--------|
| 1    | 平成22年 3 月 3 日 (水) | 午後 5 時 |
| 2    |                   | 午後 5 時 |
| 3    | 平成22年 3 月 5 日 (金) | 午後 5 時 |
| 4    | 平成22年 3 月 9 日 (火) | 午後 5 時 |
| 5    |                   |        |
| 6    |                   |        |
| 7    | 平成22年 3 月 5 日 (金) | 午後 5 時 |
| 8    | 平成22年 3 月 4 日 (木) | 午後 5 時 |
| 9    |                   |        |
| 10   |                   |        |

## (2) 持参により入札書を提出する場合

| 物件番号 | 日 時               |           |
|------|-------------------|-----------|
| 1    | 平成22年 3 月 4 日 (木) | 午後 2 時30分 |
| 2    |                   | 午前10時00分  |
| 3    | 平成22年 3 月 8 日 (月) | 午前11時00分  |
| 4    | 平成22年 3 月10日 (水)  | 午前10時30分  |
| 5    |                   | 午前11時00分  |
| 6    |                   | 午前11時30分  |
| 7    | 平成22年 3 月 8 日 (月) | 午前10時30分  |
| 8    | 平成22年 3 月 5 日 (金) | 午前10時30分  |
| 9    |                   | 午前11時00分  |
| 10   |                   | 午前11時30分  |

## 6 開札の日時

| 物件番号 | 日 時               |           |
|------|-------------------|-----------|
| 1    | 平成22年 3 月 4 日 (木) | 午後 2 時30分 |
| 2    |                   | 午前10時00分  |
| 3    | 平成22年 3 月 8 日 (月) | 午前11時00分  |
| 4    | 平成22年 3 月10日 (水)  | 午前10時30分  |
| 5    |                   | 午前11時00分  |
| 6    |                   | 午前11時30分  |
| 7    | 平成22年 3 月 8 日 (月) | 午前10時30分  |
| 8    | 平成22年 3 月 5 日 (金) | 午前10時30分  |
| 9    |                   | 午前11時00分  |
| 10   |                   | 午前11時30分  |

7 入札の無効

上記 2 に示す入札に参加することができない者のした入札，入札条件に定める条件に違反した入札及び茨城県財務規則（平成 5 年茨城県規則第15号）第148条各号のいずれかに該当する場合の入札は，無効とする。

8 入札の回数

入札の回数は，1 回とする。

9 落札者の決定方法

予定価格以上の有効な入札を行った者のうち最高額の入札を行った者を落札者とする。

10 入札保証金

入札参加者は，入札金額の100分の 5 の金額（1 円未満切上げ）を，入札保証金として納付すること。

書留郵便により入札書を提出する入札参加者は，納付書により，入札保証金を茨城県指定金融機関に現金で納入し，納付済であることを証する領収証書を入札書とともに郵送すること。

持参により入札書を提出する入札参加者は，現金又は茨城県財務規則第139条第 1 項第 3 号に規定する有価証券（銀行振出し小切手に限る。）により，上記 5 (2)に示す入札書の受領期限の30分前から15分前までの間に，上記 4 (2)イに示す場所において納付すること。

なお，この入札保証金には，利子を付さない。

11 契約を締結しない場合における入札保証金の帰属

落札者が県の指定した期日までに売買契約を締結しないときは，落札は無効となり，前記10の入札保証金は，県に帰属する。

12 契約の締結及び売買代金の支払

落札者は，県の示す契約条項により県と売買契約を締結するとともに，売買代金を，県が発行する納入通知書により一括して，県の指定する日までに茨城県指定金融機関に納入するものとする。

13 現地説明の日時及び場所

| 物件番号   | 日 時                                                                                                                                        |            | 場 所    |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|--------|
| 1      | 平成22年 2 月23日 (火)                                                                                                                           | 午前11時30分～  | 土地の所在地 |
| 2      | 平成22年 2 月22日 (月)                                                                                                                           | 午前10時30分～  |        |
| 3      | 平成22年 2 月22日 (月)                                                                                                                           | 午後 1 時30分～ |        |
| 4 ~ 10 | 物件番号 4 番から10番については，現地説明会は設定しておりません。<br>現地での説明をご希望される方は，ご連絡ください。<br>連絡先<br>〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978番 6<br>茨城県総務部管財課 電話029 - 301 - 2380 (直通) |            |        |

入札公告

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお，この入札に係る調達は，1994年 4 月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

平成22年 2 月12日

茨城県立医療大学長 小 山 哲 夫

1 入札に付する事項

## (1) 購入物件名及び数量

重油 J I S 1 種 1 号 678キロリットル (予定数量)

## (2) 購入物件の性質等

購入物件の性質等に関し、別に定める入札説明書で指定する特質等を有すること。

## (3) 納入期間

平成22年 4 月 1 日から平成22年 9 月30日まで

## (4) 納入場所

茨城県立医療大学 茨城県稲敷郡阿見町阿見4669番地 2

## (5) 入札方法

入札金額は、1 リットル当たりの単価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額 (消費税及び地方消費税抜き) を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「政令」という。) 第167条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

(2) 政令第167条の 4 第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項 (平成 8 年茨城県告示第254号) に基づく物品調達等競争入札参加資格を得ている者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

なお、新規に入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入のうえ、次に示す場所に提出すること。

〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978番 6

茨城県会計事務局 会計第二課

電話 029 - 301 - 4875

(4) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 本公告に示した物品を指定する日時及び場所に十分に納入することができることを証明した者であること。

## 3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒300 - 0394 茨城県稲敷郡阿見町阿見4669番地 2

茨城県立医療大学 総務課 経理担当

電話 029 - 840 - 2112

(2) 入札説明書の交付期間

入札公告の日から平成22年 3 月 5 日までの午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、茨城県の休日を定める条例 (平成元年茨城県条例第 7 号) に定める休日を除く。

(3) 入札書の受領期限

平成22年 3 月30日 午前10時

(郵送による入札の場合は、平成22年 3 月29日 午後 1 時)

## (4) 開札の日時及び場所

平成22年 3 月30日 午前10時 茨城県立医療大学集会室 1 (福利厚生棟 2 階)

## 4 その他

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金及び契約保証金

免除

## (3) 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、本公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、3(1)に示す場所に、平成22年 3 月 9 日午後 5 時までに提出しなければならない。

なお、開札日の前日までの間において当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

## (4) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、その他茨城県財務規則(平成 5 年茨城県規則第15号)第148条各号のいずれかに該当する場合の入札は無効とする。

## (5) 契約書作成の要否

要

## (6) 落札者の決定方法

本公告に示した物品を納入できると茨城県立医療大学長が判断した入札者であって、茨城県財務規則第146条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 5 その他

## (1) 詳細は入札説明書による。

## (2) 本件調達に係る平成22年度予算案が否決された場合又は執行が停止された場合は、この公告並びにこの公告によって生じた一切の決定、権利及び義務は効力を失うものとする。

## 6 Summary

## (1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Fuel oil JIS Class 1 No.1 678 kl

## (2) Time-limit for tender:

1:00 PM, 29 March 2010 in case of by mail: 10:00 AM, 30 March 2010 in case of by hand

## (3) Contact point for the notice:

Accounting Section, Ibaraki Prefectural University of Health Sciences

4669-2, Ami, Ami-Town, Inashiki-County, Ibaraki-Prefecture, 300-0394, Japan

Phone:029-840-2112

~~~~~  
正 誤

平成22年 1 月14日付け茨城県報第2146号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
8	上から20	届出のうち、大規模小売店舗立地法の届出義務となっている「大規模小売店舗の新設をする日」が未記入であり、法律上届出は無効であり、その他も事実と異なる記載や計算ミスなどが多いので、届出を最初からやり直すこと。	事実と異なる記載や計算ミスなどが多いので、届出を最初からやり直すこと。

~~~~~

平成22年 2 月 1 日付け茨城県報第2151号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 行     | 誤               | 正              |
|-----|-------|-----------------|----------------|
| 7   | 上から21 | 平成22年 2 月 2 日から | 平成22年 2 月19日から |
| 7   | 上から22 | 平成22年 3 月 2 日まで | 平成22年 3 月18日まで |

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)